

# 外国人再技能実習制度構築<sup>1</sup>

---

～日本を守れ！世界を伸ばせ！～

京都産業大学 田中研究会 労働政策

梶川絢永 川口梓 佐伯慎司  
隅田直樹 藤田寛和 和田智子

2007年12月

---

<sup>1</sup>本稿は、2007年12月1日、2日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2007」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、田中寧教授（京都産業大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

## 要約

今後日本は少子高齢化の波を受け、人口構造の変化と共に総人口が減少し、同時に労働人口も減少していくという現状に直面している。日本経済の更なる向上を図る上で、労働力の確保が日本の重要な課題の一つであることは明らかである。

この課題を解決するための新たな労働力として、特に注目されるのは、女性・高齢者・外国人である。本稿では、政府によって 2007 年現在議論されている研修・技能実習制度の改正案に留意しながら、外国人の労働力に注目して考える。

その改正案には、厚生労働省、経済産業省、それぞれの案がある。我々はこの 2 つの案を元に、外国人研修・実習生の研修の一本化、その後の対応として再技能実習として入国管理法に従い 3 年の在留資格を与えることを考えた。

その効果を示す分析の前に、まずは厚生労働省と経済産業省の案を紹介する。経済産業省からは、2007 年現在、優秀で意欲のある研修生等に対し、現行の 3 年の研修・技能実習終了後、更に 2 年程度、より高い技能を修得する機会を与えるべきであるとの提言がなされている。ここではつまり、3 年間の研修終了時に、技能検定を修了した者など優秀な者で本人が希望する場合に限り、一旦帰国したのちに日本への再入国を認め、より高度な内容の技能実習を受けることができる制度の構築が提案されている。

一方、厚生労働省からは、実習を終えた研修生が母国へ一定期間帰国したのち、再入国して企業単独型のみ再技能実習を 2 年認めるという提案がなされている。現行制度とは、研修 1 年＋実習 2 年の現行制度を 3 年とする点が異なっており、「研修 1 年」と「技能実習 2 年」を統合し、最初から雇用関係の下での最長 3 年間の実習として法律関係を明確にした上で、労働関係法令の適用を図ることとしている。入管法上においても、技能実習に係る新たな在留資格を設けることが適当であるとしている。

以上が、現在政府で議論されている 2 つの案である。

以上を踏まえ、我々は、研修 1 年と技能実習 2 年からなる研修・技能実習 3 年の一本化を実施し、6 ヶ月から 1 年の一時帰国後に仮再技能実習を 1 年設け、さらに 2 年間の再技能実習を設けるという改正方法を提案する。我々の政策の分析方法であるが、外国人の労働力を日本に入れた場合、効果があるかどうかを農業におけるモデルで検証する。農業に着眼した理由としては、産業別で考えた場合、他産業に比べ農業分野における労働人口減少が最も顕著に表れており、深刻な状況にあるためである。平成 18 年度の統計局調査によれば、農業における従業者数の減少割合は前年度比 3.5% であり、他産業に比べ著しく変化していることがわかる。

この政策による効果の分析については、回帰分析を用いた農業就業人口の将来予測を紹介し、現行制度、厚生労働省案、経済産業省案、そして「京産省案」の 4 つのケースを考え、最も効果のあるものを提言とする。

我々の分析によると、現行制度では、農業就業人口の減少分の補充については、2050 年の時点においても約 45.76% であった。

厚生労働省案では、研修制度（1 年）と技能実習制度（2 年）を一本化するため、導入後 1 年目は 5.98 千人、2 年目に 11.96 千人、3 年目には 17.94 千人と増加していく。4 年目には、3 年の実習を終了した者のうち 6 割が再技能実習に移行するので 21.52 千人、2014 年以

降は、25.1 千人の労働力を毎年確保することができる。これによって、2050 年時点の農業就業人口の対前年減少分は約 100% 補充することが可能となる。

経済産業省案では、研修と技能実習段階、つまり研修開始から 3 年目までは現行制度と変わらないが、2 年間の再技能実習制度を設けているため、4 年目、5 年目は人数が増加し、それ以降は人数の変化は現れない。具体的には、5.98 千人の研修生のうち 2.75 千人が技能実習に移行、技能実習を 2 年経て、一時帰国したのち、その 6 割が再技能実習に移行する。これにより 2014 年以降常に 14.78 千人の労働力を補うことが可能となり、農業就業人口の減少分の補充率は 2010 年では約 6.6% だが、2050 年には減少分の約 59% を補うことが可能となる。

我々の案では、2015 年以降、28.68 千人を農業就業人口の減少分に補充することができる。これによると、2015 年時点では、対前年減少分の約 37% を補充することが可能となる。また、2050 年の時点では、対前年減少分の約 114% を補うことができ、農業就業人口の減少を緩和させるという点では、これを含む上で挙げた 4 つの案の中では最も効果があるといえる。

分析の結果を用いて、我々は再技能実習制度を導入し、第 3 章の第 2 節で示した 4 つのケースのうち、ケース D を採用することを提言する。つまり、外国人研修・実習生は一本化した研修を受けた後、従来通りに帰国するのだが、本人が日本でより高度な技術の向上を希望した場合はさらに本国へ帰国後、6 ヶ月～1 年の期間をおいた上で母国と日本へ、日本への再入国の申請を行なった者に、入国管理法に従い 3 年の在留資格を与えるという政策である。我々の提言では、新たに与えられる 3 年間の在留期間のうち、1 年目を生活環境の変化への対応、言語問題のクリアを含めた基礎実習に充て、これを仮再技能実習期間と定義する。1 年間の基礎実習を終えた者を仮技能実習生と定義し、2 年間の実習を終えた再技能実習生には 2 つの選択肢を与える。1 つ目は、母国へ帰り技術移転を行うという選択肢である。そして 2 つ目は、入国管理法が定める在留資格延長の手続きに従い、在留資格の延長を取得するという選択肢である。

この仮再技能実習 1 年＋再技能実習 2 年の 3 年間のシステムを導入することで、外国へのさらに高度な技術移転が可能となり、労働力を必要とする日本にもメリットが生まれると我々は考える。

## 目次

### はじめに

## 第1章 日本の労働人口の行方

第1節（1. 1）日本の労働人口推計

第2節（1. 2）他国における外国人労働者の位置づけ

## 第2章 外国人研修・実習生制度

第1節（1. 1）現行制度の紹介

第2節（1. 2）検討される制度

第3節（1. 3）労働市場からの視点

## 第3章 分析

第1節（1. 1）農業就業人口の予測

第2節（1. 2）各案の効果比較

## 第4章 政策提言

## 参考文献・データ出典

## はじめに

厚生労働省によると、2007年現在の日本の総人口は12776万人、そのうち労働人口は6540万人である。少子高齢化がさらに加速し、総人口の減少と同時に労働人口の減少の問題が顕在化していけば、日本の経済の更なる向上を図る上で、この問題はますます深刻なものとなってゆく。今後、この労働力を確保していくことが、日本の重要な課題の一つであることは明らかである。

この課題を解決するための新たな労働力として特に注目されるのは、女性・高齢者・外国人である。特に本稿では、現在政府で議論されている研修・技能実習制度の改革案に留意し、外国人の労働力に注目して考える。財団法人国際研修協力機構（以下、JITCO）によると、外国人研修・技能実習生は2001年時点で37423人であったのがわずか5年後の2006年には68304人にまで、大幅に増加した。また、技能実習への移行人数も、2001年では7459人であったのが2006年には17218人と、こちらも増加している。このように、研修生・技能実習生の数は年々増加傾向にある。企業側からのニーズも高まる中で、政府にも外国人労働力を活用しようとする動きがみられるが、我々も、外国人労働力を日本の労働市場を活性化させる糸口になるものと考えている。

現行の外国人技能・実習制度において、外国人研修生は最高で3年間の活動が可能である。しかし近年、外国人研修生制度に関して、厚生労働省、経済産業省が改定案を提出している。その改定案の中で、両省は共通して「再技能実習」の導入を提案しており、外国人研修生の日本滞在期間延長を全体的に見て延長させることで、制度の充実化を図ろうとしている。

これを踏まえて、我々は、現行の外国人研修・技能実習終了後に再技能実習という新たな制度を設置し、この制度を適用した者には技術移転のみを目的として実習を受けさせるのではなく、彼らの労働力を日本の労働力不足を補うものとしても捉えて考えていくというところに至った。

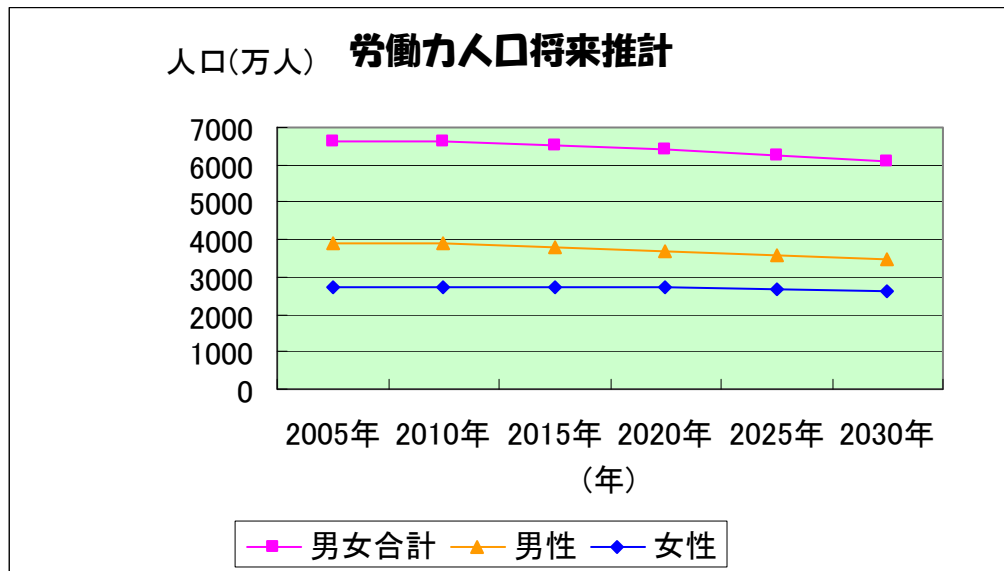
本稿では、この制度を実施した場合、各産業に対する効果を人材不足が顕著な農業の分野から検証していく。そのために日本の農業に適用させた場合の分析を行うが、「農業」という着眼点の理由については、この後の本文で示すこととする。しかし、農業についての詳細な記述、分析は行わないものとし、日本の労働市場に目を向けた提言であることを留意していただきたい。

# 第1章 日本の労働力人口の行方

## 第1節 日本の労働人口推計

ここでは、日本の労働人口減少がなぜ起きているのかについて詳しく見ていく。

総務省統計局が行った平成 17 年度国勢調査によると、現在日本の総人口は 12776 万人、そのうち労働人口は 6540 万人である。しかし、今後この労働人口は減少していくと考えられる。(図表 1-1 参照)



(図表 1-1) 国立社会保障・人口問題研究所 (2007) 参照

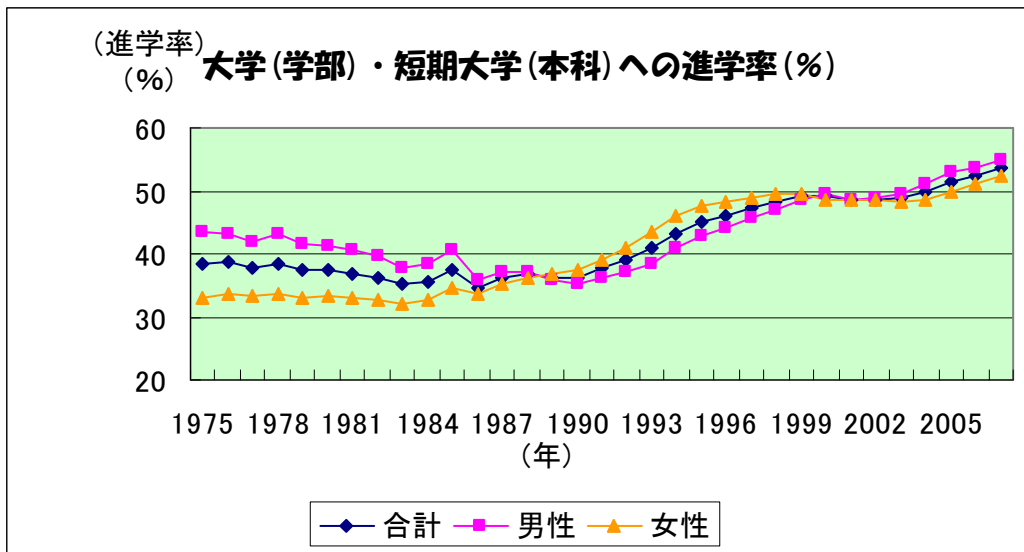
国立社会保障・人口問題研究所(2007)によると、2007年9月現在 6641 万人いる労働人口は、2030年には 6109 万人まで減少すると予測されている。ではなぜ、減少傾向にあるのか。

その理由として、進学率の上昇と、1947～1949年にかけての第1次ベビーブームに生まれた団塊の世代の定年退職の2つが挙げられる。1つ目の進学率の上昇についてだが、文部科学省「学校基本調査」(2007)によると、大学・短大への男女合計の進学率は1975年が38.4%だったのに対し、2007年には53.7%と、約20年間で大幅に上昇している。さらに男子の進学率については、1975年が43.6%であったのに対し、2007年には54.9%、女子の進学率についても、1975年では32.9%であったのに対し、2007年では52.5%と、こちらもかなり上昇している。(図表 1-2 参照) このことから、進学率の上昇により労働開始年齢が遅れ、労働人口の絶対数が減っているということが考えられる。2つ目に挙げた団塊の世代の定年退職であるが、団塊の世代の一斉退職が始まると、新規就業者の補充では労働人口の補填には追いつかず、労働市場のバランスが崩れ、人手不足が加速する、という流れが考えら

れる。さらに南（2004）も、「労働人口は、すでに 1997 年をピークに減少に転じているが、団塊の世代の退職時期にはその傾向にますます拍車がかかるとの見通しが得られる。」と指摘している。

労働人口の減少は、経済の成長にも歯止めがかかる大きな要因となりうる。経済の自然成長は、技術進歩と人口の増減に左右されている。そういった面から考えると、技術進歩による労働生産性により労働人口減少はカバーできるとも考えられるが、高梨（2005）も、「今、投資対象は飽和状態であるから、そう簡単に技術進歩で新しい機械設備への投資が起こるといふ環境状況は整っていない」と指摘しているように、減少分を技術進歩だけで完全に補うことは難しい。つまり、今後労働力人口が減少を続けていけば、将来の日本の経済成長の望みは薄いと言える。よって、労働人口の確保は重要な課題であると我々は考えた。

そこで、労働人口の獲得に向けた、外国人の労働力の活用に我々は目を向けた。では、現在日本には、実際にどれくらいの外国人労働者がいるのか。第 2 節では、日本と先進国における外国人労働者の現状を紹介し、その後、他国では外国人労働者を比較紹介してみる。



(図表 1-2) 文部科学省「学校基本調査」(2007) により作成

## 第2節 他国における外国人労働者の位置づけ

この節では、先進国の外国人労働力（研修・技能実習生含む）依存度をみることで、他国では外国人労働者をどのように捕らえているかを見ていく。ここでは、イギリス、フランス、ドイツ、そして日本と同じアジア圏に位置し、資本主義体制である韓国の、労働人口に占める外国人労働者の割合について述べる。まず、上に挙げた 4 カ国の外国人労働力の受け入れ体制や制度について簡単に紹介する。ただし、EU 圏内の国では、同じ EU 圏内からやってきた労働者を外国人労働者とは見なさないことに留意し、イギリス、フランス、ドイツで挙げた外国人労働者とは、EU 圏外から移動してきた者を指すこととする。

### 1. ドイツ

ドイツは、労働力不足解消のために 1955 年以降、イタリア、トルコ、ユーゴ等から外国人労働者を受け入れていた。しかし、石油危機によって失業者が増加したこともあり、国外募集を原則的に停止し、労働許可証の発給に労働市場テスト（一定期間求人を出して、国内

労働者により充足されないことを確認するなど、国内労働市場の状況を踏まえて外国人に就労の許可を与える制度）を導入した。

一方、1989 年から、二国間協定（二国間で受け入れ数や期間などを取り決めて外国人を受け入れる制度）をまとめ、労働者や実習生の受け入れを開始している。例えば東欧諸国からは 3 年を限度とし、建設プロジェクトなどに携わる請負契約労働者を受け入れているほか、農林業・ホテル・飲食店等において季節労働者の受け入れなど、二国間協定により様々な分野で外国人労働者を受け入れている。

## 2. フランス

フランスでは 1945 年以来、戦争により減少した人口を補い経済を再建するための労働力として、旧植民地を中心に外国人労働者を受け入れた。しかし 60 年代になると移民の大量流入により不法滞在などの様々な問題が起こり始めたことを受け、流入規制をすべく、ドイツと同じく労働市場テストを導入した。

フランスは現在失業率が高いため、県庁から外国人労働者受け入れの必要性が認められた場合に発給される臨時許可証（就労可の場合は「被雇用者」のスタンプが押印される）も、新規に発給されることはほとんどない。また、従来の旧植民地出身者は、入国・滞在・就労に関して優遇されてきたが、これらの者に対する規制も強くなっている。以上のことから、フランスでは外国人労働者の受け入れに関して、日本よりも消極的であると考えられるのではないか。

## 3. イギリス

イギリスでは、国内労働者の雇用を確保しつつ、労働力不足分野について外国人労働者を受け入れ、ドイツ、フランスと同様に労働市場テストを導入しており、国内労働者又は EEA（欧州経済領域）の労働者でなおかつ求人が充たされなかった場合に、労働許可を発給している。労働許可は 5 年で、更新も可能である。

そのほかにも、季節農業労働者の受け入れ制度の導入や、2002 年からは新たに特に高度な技術・経験を有する労働者の受け入れ促進のための制度（労働者の学歴、職種、実績等をポイント化して受け入れの可否を審査する。労働市場テストも数量制限もなし）も導入されているなど、外国人労働者の雇用環境を整える制度が取り入れられている。

このように、イギリスではフランスとは違い、外国人労働者の受け入れに関しては積極的であるといえる。

## 4. 韓国

韓国では日本と同様、在留資格制度を導入しており、以前は専門的・技術的分野の受け入れしか認めていなかったが、1980 年から製造業の単純労働力の不足が深刻化し、この解消のために 1991 年に産業研修制度が導入された。当初、制度の適応は大企業が中心であったが、中小企業団体の要望により、1993 年には中小企業にまで拡大された。

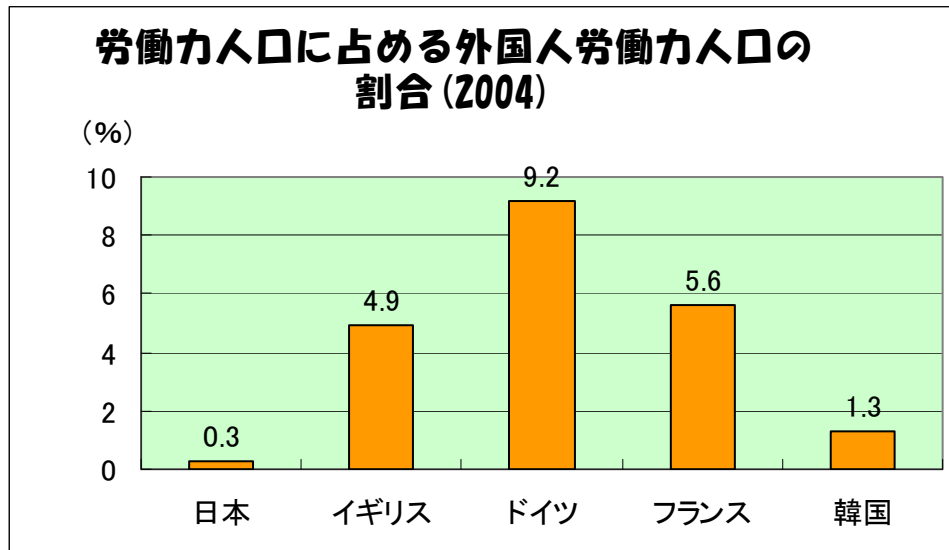
研修生の受け入れには数量制限があり、全体の受け入れ枠は、政府が経済状況や労働需給状況等を勘定して作成する研修計画において定められる。

もともとこの制度は、中小企業の人手不足の緩和とともに、日本のように技術移転が目的であったが、実態は非熟練労働者の受け入れとなっている。また不法就労者も増加し問題となっている。

以上が 4 カ国の外国人労働者受入れに対する姿勢である。

ここで下の図表 1-3 を見てもらいたい。





(図表 1-3) 独立行政法人・労働政策研究・研修機構  
データブック国際比較 (2007) 参照

上のグラフから他国と比較して、日本の労働力人口に占める外国人労働力の割合は 0.3%と、極めて低い水準にある。他国では、労働力を外国人に頼っているところが日本と比べてかなり多い。ドイツでは、労働力人口に占める外国人労働者の割合が、日本の 0.3%と比較して、約 30 倍の 9.2%にあるにもかかわらず、現在も移民の拡大を図っている。日本も今後の労働人口の対応策として、外国人の労働力を活用していけるように整備していくことが不可欠となっているのではないだろうか。

上記の事例を元に考察すると、ドイツ、イギリス、フランスでは、日本と違い、過去の植民地などの流れを受け、「外国人労働力=移民」という捕らえ方をしている国があることがわかる。これらの国の中には、実質的に外国人労働者への依存度をさらに高めている国もある。例えば、欧州最大の移民受入国であるドイツでは、日本と同じように、今後労働人口の減少が懸念されている。財団法人国際貿易投資研究所 (2001) によると、ドイツでは 2001 年で 8200 万人であった人口が 2050 年には 5900 万人にまで低下すると予測されており、労働市場に大きな影響が出るとしている。そのため、移民の受け入れが不可欠となっており、日本と同じく労働人口への影響を受け外国人労働力に着目している。同研究所の報告によると、実際、ドイツでは外国人の労働力に頼ろうとする動きがみられる。

韓国と日本を比較すると、現状は日本と似ているが、外国人労働者に対する依存率は 1.3%と、日本より 1%高い。韓国の中小企業が外国人労働者受入れに関心を持っており、その上で韓国の政策が進んできたことを考えると、中小企業の人材確保が進んでいない日本も、この分野での外国人労働者受入れの拡大は検討の余地があるのではないだろうか。

しかし、韓国の問題点は非熟練労働者による労働力不足と不法労働者の増加である。この点で日本の研修・実習制度は、外国人への技術移転という点においては成果をあげている。日本における不法労働者についても、研修・技能実習制度を終えた研修生に対して、何らかの対処をすることで問題改善の余地がありそうである。

冒頭でも少し触れたように、こういった現状の下、日本政府は外国人労働者に対する政策に力を入れ、制度の見直しを行っている。政府が外国人労働について述べるにあたり、とりわけ研修・技能実習に着目している部分が多く、現行制度には改善の余地があると判断して

いるようである。したがって、我々も政府の方針に近い外国人研修・技能実習制度に着眼点を置き、制度を利用し日本へやってきた外国人のさらなる改善を目指す。

## 第2章 外国人研修・実習生制度

### 第1節 現行制度の紹介

ここでは、日本における外国人研修・実習生の過去の受入れ体制について述べる。(下記図表 2-1 を参照)

外国人研修・技能実習制度の先駆けとなる日本における研修生の受入れは、多くの企業が海外に進出するようになった 1960 年代後半頃から実施されてきた。海外に進出した多くの日本企業は、現地法人や合弁会社、取引関係のある企業の社員を日本に呼び、関連する技術や技能、知識を自社内で効果的に修得させたのち、その社員が現地の会社に戻り、修得した技術などを発揮させるために外国人向けの研修を実施していた。

こうした実績の積み重ねの中で、1980 年代になると中小企業を中心に研修制度のニーズが高まってきたことを受け、政府は 1989 年に「研修制度」を整備した。1990 年には、政府は従来の研修制度を改正し、日本が技術移転により開発途上国における人材育成に貢献することを目指して、より幅広い分野における研修生受入れを可能とする途を開いたのである。その後、1991 年に法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の管轄の下に『財団法人国際研修協力機構 (JITCO)』が設立され、JITCO の助言・指導を基盤に制度が確立された。これを機に日本政府は、技術移転により開発途上国における人材育成に貢献することを目指して、より幅広い分野における研修生受入れを可能とする途を開いたのである。

具体的には、従前の企業単独型の受入れに加え、中小企業団体等を通じて中小企業等が研修生を受け入れる団体管理型の受入れが認められた。これにより開発途上国にとって、そのニーズにあった汎用性の高い技術・技能等が移転されやすくなったと同時に、日本の中小企業にとっても外国との接点生まれ、事業の活性化等に役立つようになった。これが現在の「外国人研修制度」である。

さらに政府は、1993 年、研修を修了し所定の要件を充足した研修生に雇用関係の下でより実践的な技術、技能等を修得させ、その技能等の諸外国への移転を図り、それぞれの国の経済発展を担う「人づくり」に一層協力することを目的として技能実習制度を創設した。この制度には「開発途上国の人材育成協力」、「秩序だった受入れ」、「研修生・技能実習生の保護」3つの基本的な枠組みが設けられている。こうして現在の外国人研修・技能実習制度の形が完成した。

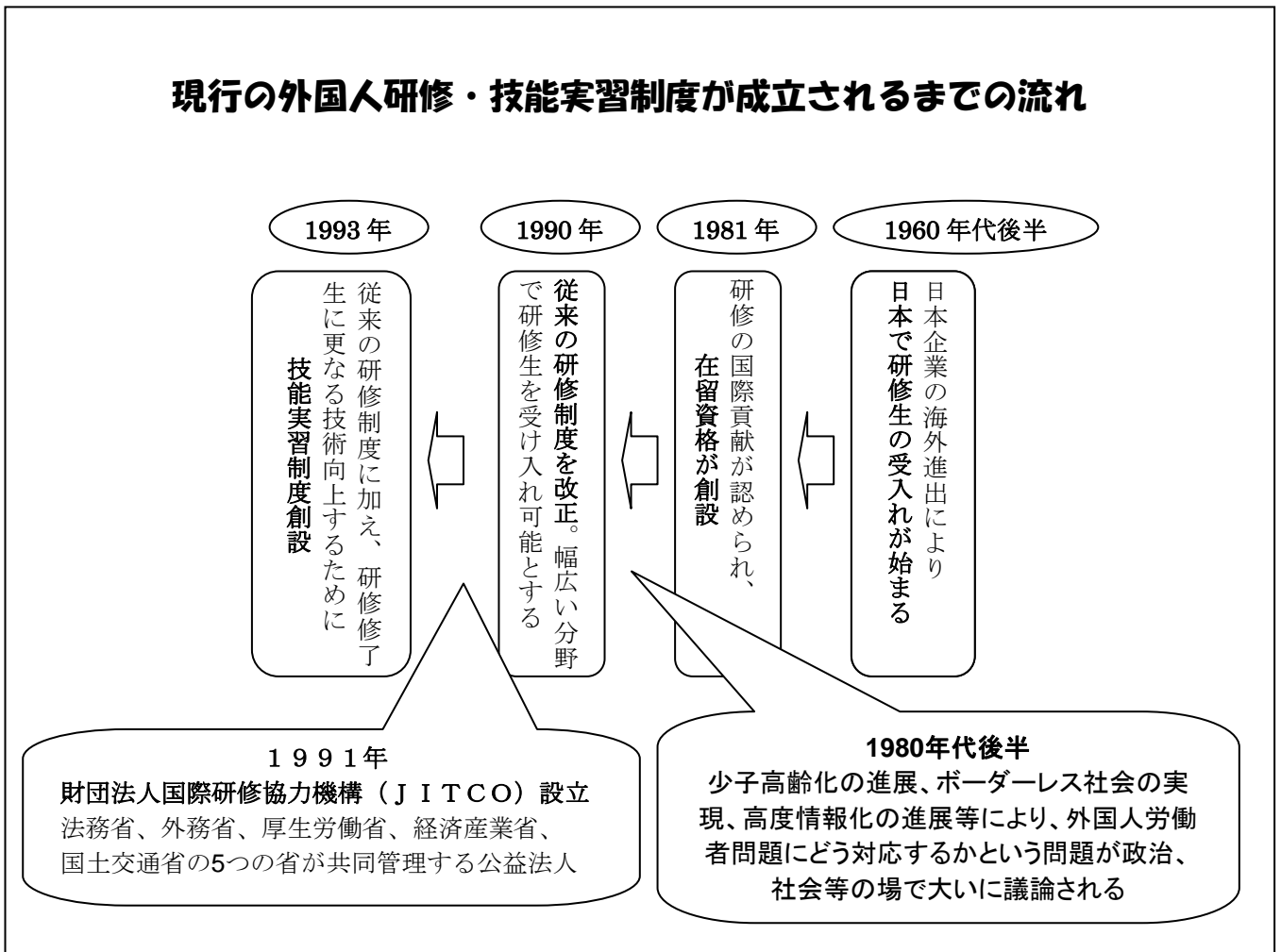
現在でも開発途上国等には、自国の経済発展と産業振興の担い手となる人材を育成する観点から、特に青壮年の働き手に先進国の進んだ技術・技能や知識を修得させようとするニーズがある。外国人研修・技能実習制度は、このようなニーズに的確に応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間日本の産業界に受け入れて産業上の技術・技能・知識を修得してもらう仕組みである。

現在の制度が施行されてから 14 年が経過した今、経済産業省 (2007) によれば、外国人研修・技能実習生は、「受入れ形態別に見ると、大企業が中心の企業単独型によるものは、ほぼ横ばいか、若干減少傾向であるのに対し、中小企業が中心の団体管理型による受入れは、

ここ5年間で2倍近く伸びており、現在では、全ての研修・技能実習生のうち、8割以上が団体管理型での受入となっているこうした受入数の伸びにも現れているように、中小企業を中心として、産業界の研修生等の受入ニーズは極めて高く、産業界からは、受入人数枠（現行では常勤職員数の5%以内）の拡大や、技能実習移行対象職種の追加等、制度の拡充に関する要望が出されている。また、産業界からは、優秀で意欲のある研修・技能実習生には、現行の3年の研修・技能実習終了後に再技能実習を行うことを認め、更にレベルの高い技能や、管理者としてのスキルを習得したいという希望に応えるべきといった要望も出されている。これは、「基礎的な技能の習得に主眼が置かれた現行制度を一步進めるものであり、いわば、「制度の高度化」の要請と言えよう。」とのことが指摘されている。

現在、我が国の労働市場において、外国人労働力の需要が増加していることは明らかであるが、海外からやってくる外国人を受け入れる体制は未だ十分とはいえない状況にある。外国人労働力の供給をかなえるためにはまず、受け入れ側の体制を整えていく必要がある。我々も、制度の高度化は、体制を整えていく上でかなり重要なものと考えている。

現行の制度を高度化したものとして、厚生労働省、経済産業省が共通して、再技能実習の制度化を提案している。以下、第2節ではこの提案について述べる。



(図表 2-1) 財団法人国際研修協力機構 HP より作成

## 第2節 検討される制度

再技能実習については、経済産業省と厚生労働省の両省が 2007 年 5 月に具体的な提案を出している。

経済産業省は、「外国人研修・技能実習制度に関する研究会」とりまとめにおいて、技能実習 3 年終了時に技能検定 3 級を取得した者など、優秀な者で特に本人が希望する場合には、一旦帰国した後再入国を認め、高度技能実習を許可することにより、さらにレベルの高い技能を修得する機会を与えることを提案している。再技能実習の対象となる受け入れ企業は、優良で効果的な技能実習を実施していると認められる企業でなくてはならず、対象業種・職種においても、体系的で高度な内容のプログラムを策定・実施できる業種・職種に限るべきだとしている。さらに高度技能実習の内容としては、同一の職種について、より高度な技能の習得を目指す場合と、管理者への準備等を念頭に、周辺の作業も含めて幅広い技能の習得を目指す場合が考えられ、実習生は高度技能実習においてこの 2 つのどちらかを目標に掲げる。受け入れ機関については企業単独型・団体管理型を問わず、優良認定を受けた受け入れ機関を対象としている。また、賃金に関しては当初の実習時の賃金よりも高く、一定の経験に見合った水準に設定することが必要であるとされている。

一方、厚生労働省は、「研修・技能実習制度研究会中間報告」において、現行の研修・技能実習制度を統合し、最初から雇用関係の下で 3 年間を実習期間として法律関係を明らかにした上で、初回技能実習終了時に技能検定 3 級レベル試験に合格している者に限り、帰国後一定期間経過後に 2 年間の再実習を認めるとしている。受け入れ機関については、団体管理型では企業単独型と比較すると問題が発生する確率が高いとし、企業単独型に限るとしている。さらに初回技能実習において、終了時の技能検定 3 級の受験率・合格率が高いことが受け入れ企業の条件として挙げられている。この再技能実習については、技能検定 2 級レベルを達成目標としている。

厚生労働省案では現行の 1 年の研修期間、2 年の技能実習期間を一本化し、期間を固定せず柔軟性を持たせる。一方、経済産業省案では現行制度を基本に、対象職種の拡大や、受け入れ枠の拡大など、制度拡充に重きを置いている。このように、2 つには部分的に異なるところがあるものの、双方の提案には再技能実習制度という共通する部分がある。(図表 2-2 参照)

この提案を外国人側から見た場合、現行の研修・再技能実習に加えさらに高度な技能を修得する機会を得ることができ、さらに送り出し国にとっても、より高い技能を修得した者が母国に戻り修得した技術を持ち帰ることで、その国の技術レベルの向上に貢献するというメリットが期待できると考えられる。またこの両制度案は、受け入れ企業や実習生に関してある程度の制限を加えているという点から、制度運用の適正化が期待できる。

また、2007 年 9 月に (社) 日本経済団体連合会 (以下日本経団連) が「外国人研修・技能実習制度の見直しに関する提言」を発表した。この提言は日本経団連が上記で挙げた経済産業省、厚生労働省両省の制度案を評価しつつ、同制度に関する産業界の見解を改めて明らかにしたものである。両省の新制度案を評価する上で、日本経団連が 2004 年 4 月に公表した「外国人受け入れ問題に関する提言」の中で掲げた、外国人受入れの三原則である、

- ① 質量両面におけるコントロール、
- ② 外国人材に対する人権の尊重と差別の禁止、
- ③ 受入れ国・送り出し国双方にとってのメリットの確保

という 3 つの観点から、外国人研修・技能実習制度についても

- ① 受入れ人数枠の中で研修・技能実習の質を確保、
- ② 研修・技能実習生の権利確保を十分に行う
- ③ 受入れ国・送り出し双方にとっていっそう有益な形として運営していくことが重要であるとしている。

次章からは、上に挙げた経済産業省と厚生労働省両制度案によって日本が抱えている労働人口の問題にどのような影響が与えられるかを考察していきたい。

**経済産業省・厚生労働省両省における再技能実習制度案の比較**

		「外国人研修・技能実習制度に関する研究会」とりまとめ 経済産業省	研修・技能実習制度研究会中間報告 厚生労働省
再技能実習における条件	実習生	○研修・技能実習3年終了時に技能検定3級を取得した者など優秀な者で、本人が希望する場合 ○研修・技能実習終了後、一旦帰国した後に再入国を認め、再技能実習を許可する	○初回技能実習終了時に技能検定3級レベル試験に合格していること ○研修・技能実習終了後、必ず帰国し、帰国後一定期間(例えば、3年)以上経過、かつその間、技能移転を行っていること
	受入れ企業	○企業単独型、団体管理型を問わない ○優良で効果的な技能実習を実施していると認められた企業(優良認定企業) ○対象業種・職種においては、体系的で高度な内容のプログラムを策定・実施できるものに限る	○企業単独型に限る ○技能実習終了後時の技能検定3級レベル試験の受験率・合格率が高い企業
再技能実習における目標	●同一の職種について、より高度な技能の習得を目指す 又は ●管理者への準備等を念頭に、周辺の作業も含めて幅広い技能の習得を目指す	●技能検定2級レベル	
その他	(賃金に関して) ○再技能実習の際の賃金は、一定の経験に見合った水準にすることが必要であり、当初の実習時の賃金よりも高い水準とすべきである。	(現行制度の統合) ○現行の「研修(1年)」+「技能実習(2年)」を統合し、最初から雇用関係の下での最長3年間の実習として法律関係を明らかにした上で、再技能実習制度を設ける	

(図表 2-2) 経済産業省「外国人研修・技能実習制度に関する研究会」とりまとめ(2007) 厚生労働省「研修・技能実習制度研究会中間報告」(2007) より作成

### 第3節 労働市場からの視点

上記の内容を踏まえ、以下では我々が考える案と現行制度を加えた4つのケースを提示し、再技能実習について考える。4つのケースとは、

- ①現行制度のケース A
- ②厚生労働省が示したケース B
- ③経済産業省が示したケース C
- ④我々が考える京産省案ケース D

である。ここで我々は、政府の提言する技能実習延長期間を仮再技能実習認定労働者とし、さらに仮再実習をも終えた者で一定の審査を通過した者を再技能実習認定者と定義することにする。

下記図表の 2-3 は、上記を元に作成した現行制度と改正案である。これは、受入れ人数枠の拡大、再技能実習の制度化など、優良な受入れ期間や研修・技能実習生に対する優遇措置を講じることで、制度の運用の適正化に向けたインセンティブを高めていくことは必要である。

このような状況から現行・政府（経済産業省案、厚生労働省案）・我々の提案の 4 つのケースを考えたものを一つ一つ検討していく。そこから我々が理想とする制度の分析をもとに検証し政策提言へとつなげていく。この第 3 節では、下記図表 3-2 を参照しながら見ていくことにする。

### ケース A（現行制度）

現行制度は研修 1 年＋技能実習 2 年の計 3 年が対象である。この制度は、現在、わが国における国際貢献のひとつとして実施されている。しかし、制度が開始されてから 14 年が経過しており、上記でも触れた増加傾向にある研修・技能実習生への対応が検討されている。

また、産業界からは、中小企業を中心に優秀で意欲のある研修・技能実習生に受け入れたいとしている。

このように、研修・技能実習制度は外国人側・受け入れ側の双方にニーズがあるため、「制度の高度化」を検討し、さらなる基礎実習の充実についても検討する必要がある。

### ケース B（厚生労働省）

2007 年に発表された厚生労働省の「研修・技能実習制度研究会中間報告」は、現行制度に対して現行制度の研修 1 年＋技能実習 2 年を研修＋技能実習 3 年の一本化をすることと技能実習終了後に 2 年間の再技能実習を認めることの 2 つを提案している。ただし、技能実習後は 3 年程度帰国することが示されている。

現行制度の改正については、「研修」の法的位置づけは「労働」ではないことから、「実務研修」の実施にあたって、労働と区別する必要があると考えている。しかしながら、「実務研修」については実際の商品の生産等に従事することから、外見上はその活動が「研修」なのか、資格外活動である「労働」なのか明確に区別し難い場合が多い。現行の、労働関係ではない「研修 1 年」に加え労働関係のもとに実施される「技能実習 2 年」については、実態的にも、意識の上でも、「実務研修」から「技能実習」までが一連のものとして捉えられる。

再技能実習について、産業界から優秀な実習生に対して、更にレベルの高い技能を修得する機会を与えるべきだという意見があり、受入れ企業の限定や現状から考え問題が発生しにくい企業単独型に対し、制度を構築することが有効でないかと述べている。

### ケース C（経済産業省）

2007 年に発表された経済産業省の「外国人研修・技能実習制度に関する研究会」では、現行制度は現状のままで、技能実習後に再技能実習として、高度技能実習を 2 年程度設けることを提案している。ただし、技能実習終了後、6 ヶ月から 1 年間、帰国することとしている。

これは、産業界から技能実習対象職種の拡大や受入れ人数枠の拡大など、制度をより拡充すべきといった要望があること、優秀な実習生から、現行の 3 年の研修・技能実習修了後、

さらにレベルの高い技能を修得する機会を提供するといった要望があることを受け、優秀で意欲のある研修生等には、現行の 3 年の研修・技能実習修了後、更に 2 年程度、より高い技能を修得する機会を与えるべきとん考えに基づくものである。

具体的には、3 年の期間終了時に技能検定を修了した者など、優秀な者で、本人が希望する場合に限り、一旦帰国したのちに再入国を認め、高度な内容の技能実習を受けることができる仕組みにすべきであるとしている。

#### ケース D (京産省案)

我々は、厚生労働省が考えている現行制度の研修 1 年と技能実習 2 年を 3 年に一本化することと、仮再技能実習 1 年+再技能実習 2 年の新たな制度を設けるようにすることを提案する。ただし、技能実習終了後 6 ヶ月~1 年帰国することとする。

一本化については厚生労働省案と違いはないが、「研修」の法的位置づけは「労働」ではないことから、「実務研修」の実施にあたるため労働と区別する必要があると考えた。しかしながら、「実務研修」については実際の商品の生産等に従事することから、外見上はその活動が「研修」なのか、資格外活動である「労働」なのか明確に区別し難い場合が多い。現行の、労働関係ではない「研修 1 年」に加え、労働関係のもとに実施される「技能実習 2 年」については、実態的にも意識的にも「実務研修」から「技能実習」までが一連のものとして捉えられる。

そして、再技能実習期間中の初めの 1 年を仮再技能実習とする点についてであるが、一時帰国しての間に生活環境が変化していることと、帰国の間日本の現場から離れていることを考慮し、この期間を設けることで、企業と実習生の双方にメリットがあると考えたため仮をつけた 1 年目を設けることを考える。

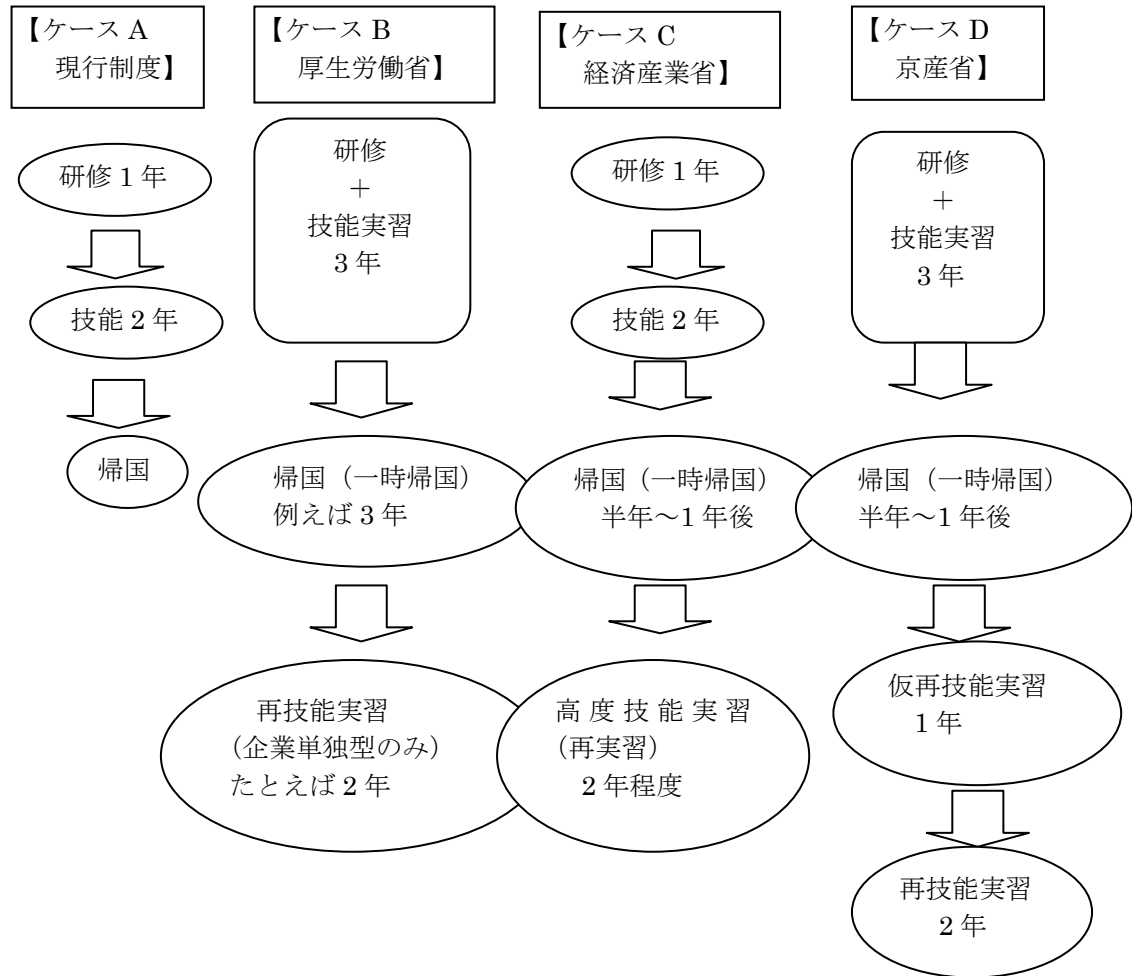
その上で更なる技能の熟練を期待し、2 年間の再技能実習を行うことが我々の考えである。

以上のことから、この章以下で議論するにあたり技能実習終了後の制度設置について現在の日本の問題点を一例にとりあげる。

次節では、分析するにあたり着目する点について述べ分析につなげる。



4つの案に対するフローチャート



(図表 2-3) 厚生労働省 「研修・技能実習制度研究会中間報告」(2007)  
 経済産業省「外国人研修・技能実習制度に関する研究会」とりまとめ(2007)  
 財団法人国際研修協力機構 HP により作成

第4節 労働市場からの視点

第2、3節での内容を踏まえ、我々はこの改正案を、労働人口の視点から分析していく。分析を始めるにあたり、まずは労働人口の現状を産業別人口で見してみる。平成18年度の統計局調査によれば、農業における従業者数の減少割合は前年度比3.5%であり、他産業に比べ著しく変化していることがわかる。このことから産業別で考えると、特に農業においての労働人口減少が他産業に比べ最も顕著に表れており、より深刻な状況にあることがわかる。これを受け、我々は労働人口の中でも、とりわけ農業分野の視点から分析を進めていこうと思う。

以下で現在の農業の現状について、簡単に触れておく。

昨今、日本の農業そのものの衰退が深刻な状況にある。ここでは「人口」、「耕地面積」、「生産指数」の3つの観点から農業衰退の現状を見ていきたい。

ここ数年、日本国民の総人口に占める農家人口と従業者数は、大幅に減少してきている。2007年現在、公表されている統計局の調査によると、1960年は3441.1万人であった農家人口も2005年には837万人にまで減少している。従業者数を見ても、1960年は1454.2万人であったが、2005年には335.3万人にまで減少している。また、農業従事者の年齢構成は、2005年の時点で60歳以上の従事者が231.6万人と、全体の70%を占めている。つまり農業従事者のうち10人中7人が60歳以上であり、極度の高齢化が進んでいるといえる。これには、層の厚い昭和1ケタ世代のリタイアが大きく影響している。加えて、この数値には、比較的后継者層の厚い畜産部門や園芸部門の基幹的農業従事者も含まれているため、この数値は日本農業全体についてのものであるといえる。つまり、現在進行中の高齢化によって、今後も農業従事者が減少していくことが予想される。

続いて耕作放棄地の増加が挙げられる。1961年では613.6万haであった耕作地は2005年には469.2万haまで減少し、農業センサスによると、2005年の耕作放棄地は38.5万haある。これは東京都の1.8倍、埼玉県や滋賀県の面積に匹敵する規模である。ここで農業センサスが定義する耕作放棄地とは、以前農地であったもので、過去1年間以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいい、耕地及び作付面積統計での数値（耕作し得ない状態になった土地）とは定義が異なる。放棄した耕作地は雑草の繁茂や病害虫を発生源となり、近隣耕作地に対しても悪影響を及ぼし生産能力を低下させてしまう。

さらに農業の生産指数は、1985年のピークを100とすると2003年には79.8まで下がっており、これは1960年代半ばの数値と重なる。このような農業生産の低落傾向は、日本農業の危機の深刻化を端的に表しているといえる。

以上が、現在の農業にける特に深刻な問題である。

3章では、以上のことを考慮し、厚生労働省と経済産業省の新制度案を労働人口の視点から分析していく。分析を始める上で、労働人口の現状を産業人口で見てみる。平成18年度の統計局調査によれば、農業における従業者数の減少割合は前年度比3.5%であり、他産業に比べ著しく変化していることがわかる。このことから産業別で考えた場合農業においての労働人口減少は、他産業に比べ最も顕著に表れており深刻な状況にあるとわかる。これを受けて我々は、労働人口の中でも、とりわけ農業分野の視点から分析を進めていこうと思う。

## 第3章 分析

この章では、第1節で、回帰分析を用いた農業就業人口の将来予測を紹介し、第2節ではこれをもとに、現行制度、経済産業省案、厚生労働省案、そして「京産省」案を当てはめた結果、どのような影響があるのかを示していきたい。

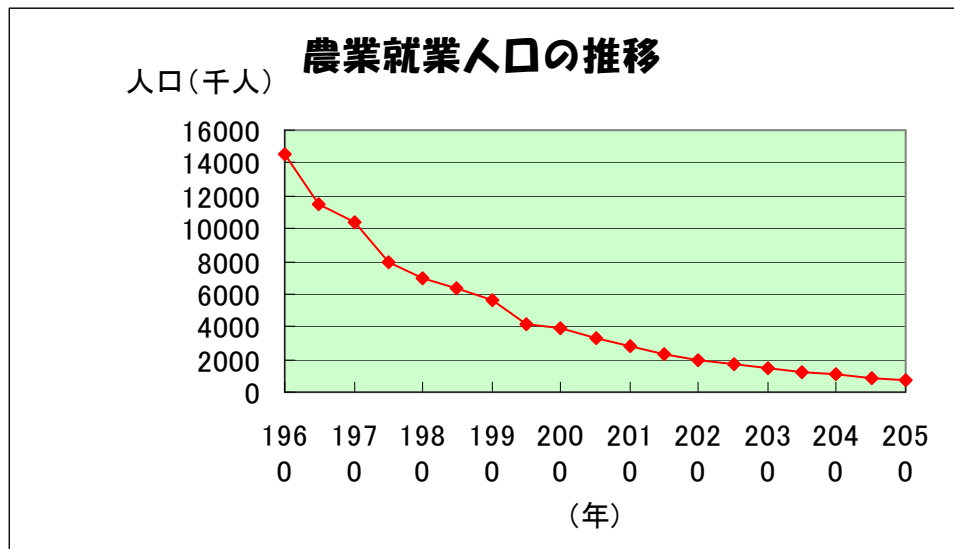
### 第1節 農業就業人口の将来予測

将来の農業就業者数の予測には、線形関数 ( $Y=a+bX$ ) あるいは非線形関数 ( $\text{LN } Y=a+bX$ ) を使った回帰分析が考えられるが、ここでは後者を用いた。つまり、人口を対数変換したものの (LN 人口) を被説明変数、年を説明変数とし、1960年から2005年までの5年毎のデータ計10個による回帰分析を行った結果、以下の式が推定された。

$$\text{LN (人口)} = 72.44299 - 0.0321 (\text{年}) \quad \text{補正 } R^2 = 0.986885$$

$$(29.64874) \quad (-26.0431) \quad (\text{カッコ } t \text{ 値})$$

この推定式は、補正  $R^2=0.923425$  とその説明力が極めて高く、また  $t$  値も有意性が高いので、信頼性のあるものであるといえる。この回帰式を用いて、2030年までの人口を推計したところ、農業就業人口は今後以下のような推移を示すことが推測できた。(図3-1参照) なお、線形関数を使うと、将来の農業就業者数の予測値は2015年以降、ゼロを下回ってしまい不適切である



(図表 3-1) (注) 1960年～2005年:実測地 2006年～2030年:予測値

## 第2節 各案の効果比較

2006年5月に農林水産省が発表した『食料・農業・農村の動向』によると、2005年における農業分野の研修生は、受け入れ人数全体の7.9%である、約6.6千人であった。そのうち、技能実習に移行申請者した者（以下、残留率とする）は46%である2.75千人であった。この現状を踏まえ、2010年に現行制度、経済産業省案、厚生労働省案、そして我々が提案する「京産省案」を導入した場合の効果と、農業就業人口の減少分の補充率という点から比較し、我々が提案する制度が、将来的に労働力不足が懸念される農業のような産業に最も有効に作用するということを検証していきたい。

なお、この検証を行う際、2010年時点での研修生の人数は現状の6.6千人で固定し、現行制度の技能実習に移行する際の残留率については2005年以降も変わらず46%と仮定する。一方、厚生労働省案と我々の提案（研修・技能実習の一本化）を取り入れた場合、前述の残留率は100%となる。また、再技能実習に移行する際の残留率については、JITCO白書（2006）に示されていた、2005年の研修生全体の技能実習移行申請の割合である63.5%という数値を参考に、60%と設定する。

以上を踏まえ各制度の比較を行ったところ、以下の図表3-2のような結果を導き出すことができた。

### <現行制度>

現行制度を2010年に導入したとすると、研修生数は2010年には5.98千人、2011年には技能実習へ移行した人数2.75千人と新たに入ってくる研修生を合わせて8.73千人になる。2012年目以降は11.48千人に維持される。

この場合、農業就業人口の減少分の補充は、2050年の時点においても約1.5%で、農業就業人口の減少分の補充という点からは、あまり効果が期待できないことが分かった。

### <厚生労働省案>

2章でも述べたように、厚生労働省案では研修制度（1年）と技能実習制度（2年）を一本化するため、研修生数は導入後1年目では5.98千人、2年目に11.96千人、3年目には17.94千人と増加していく。4年目には、3年の実習を修了した者うち6割が再技能実習に移行するので21.52千人、2014年以降は25.1千人の労働力を毎年確保することができる。これによって、2050年時点の農業就業人口の対前年減少分は約100%補充することが可能となる。

### <経済産業省案>

経済産業省案では、研修と技能実習段階、つまり3年目までは現行制度と変わりはないが、2年間の再技能実習制度を設けているため、4年目、5年目は研修生数が増加し、それ以降は人数に変化は現れない。具体的には、5.98千人の研修生のうち2.75千人が技能実習に移行、技能実習を2年経て、一時帰国したのち、その60%が再技能実習に移行する。これにより2014年以降、常に14.78千人の労働力を補うことが可能となり、農業就業人口の減少分の補充率は、2010年では約6.6%だが、2050年には減少分の約59%を補うことが可能となる。

年	LN 人口	人口	減少分	ケース A	外国人 (%)	ケース B	外国人 (%)	ケース C	外国人 (%)	ケース D	外国人 (%)
2004											
2005		3,353		5.98		5.98		5.98		5.98	
2006	8.057	3157	195.8	8.73		11.96		8.73		11.96	
2007	8.025	3057	99.73	11.48	11.51	17.94		11.48		17.94	
2008	7.993	2961	96.58	11.48	11.89	21.52		13.13		21.52	
2009	7.961	2867	93.53	11.48	12.27	25.1	26.84	14.78	15.8	25.1	
2010	7.929	2777	90.57	11.48	12.68	25.1	27.71	14.78	16.32	28.68	31.67
2011	7.897	2689	87.71	11.48	13.09	25.1	28.62	14.78	16.85	28.68	32.7
2012	7.865	2604	84.94	11.48	13.52	25.1	29.55	14.78	17.4	28.68	33.77
2013	7.833	2522	82.26	11.48	13.96	25.1	30.51	14.78	17.97	28.68	34.87
2014	7.801	2442	79.66	11.48	14.41	25.1	31.51	14.78	18.55	28.68	36
2015	7.769	2365	77.14	11.48	14.88	25.1	32.54	14.78	19.16	28.68	37.18
2016	7.736	2290	74.71	11.48	15.37	25.1	33.6	14.78	19.78	28.68	38.39
2017	7.704	2218	72.35	11.48	15.87	25.1	34.69	14.78	20.43	28.68	39.64
2018	7.672	2148	70.06	11.48	16.39	25.1	35.83	14.78	21.1	28.68	40.94
2019	7.64	2080	67.85	11.48	16.92	25.1	36.99	14.78	21.78	28.68	42.27
2020	7.608	2014	65.7	11.48	17.47	25.1	38.2	14.78	22.49	28.68	43.65
2021	7.576	1951	63.63	11.48	18.04	25.1	39.45	14.78	23.23	28.68	45.07
2022	7.544	1889	61.62	11.48	18.63	25.1	40.73	14.78	23.99	28.68	46.54
2023	7.512	1829	59.67	11.48	19.24	25.1	42.06	14.78	24.77	28.68	48.06
2024	7.48	1772	57.79	11.48	19.87	25.1	43.43	14.78	25.58	28.68	49.63
2025	7.448	1716	55.96	11.48	20.51	25.1	44.85	14.78	26.41	28.68	51.25
2026	7.416	1662	54.2	11.48	21.18	25.1	46.31	14.78	27.27	28.68	52.92
2027	7.383	1609	52.48	11.48	21.87	25.1	47.82	14.78	28.16	28.68	54.65
2028	7.351	1558	50.83	11.48	22.59	25.1	49.38	14.78	29.08	28.68	56.43
2029	7.319	1509	49.22	11.48	23.32	25.1	51	14.78	30.03	28.68	58.27
2030	7.287	1461	47.67	11.48	24.08	25.1	52.66	14.78	31.01	28.68	60.17
2031	7.255	1415	46.16	11.48	24.87	25.1	54.38	14.78	32.02	28.68	62.13
2032	7.223	1370	44.7	11.48	25.68	25.1	56.15	14.78	33.06	28.68	64.16
2033	7.191	1327	43.29	11.48	26.52	25.1	57.98	14.78	34.14	28.68	66.25
2034	7.159	1285	41.92	11.48	27.38	25.1	59.87	14.78	35.26	28.68	68.41
2035	7.127	1245	40.6	11.48	28.28	25.1	61.83	14.78	36.41	28.68	70.64
2036	7.095	1205	39.32	11.48	29.2	25.1	63.84	14.78	37.59	28.68	72.95
2037	7.062	1167	38.07	11.48	30.15	25.1	65.92	14.78	38.82	28.68	75.33
2038	7.03	1130	36.87	11.48	31.14	25.1	68.07	14.78	40.09	28.68	77.78
2039	6.998	1095	35.71	11.48	32.15	25.1	70.3	14.78	41.39	28.68	80.32
2040	6.966	1060	34.58	11.48	33.2	25.1	72.59	14.78	42.74	28.68	82.94
2041	6.934	1027	33.49	11.48	34.28	25.1	74.96	14.78	44.14	28.68	85.65
2042	6.902	994	32.43	11.48	35.4	25.1	77.4	14.78	45.58	28.68	88.44
2043	6.87	963	31.4	11.48	36.56	25.1	79.93	14.78	47.06	28.68	91.32
2044	6.838	932	30.41	11.48	37.75	25.1	82.53	14.78	48.6	28.68	94.3
2045	6.806	903	29.45	11.48	38.98	25.1	85.22	14.78	50.18	28.68	97.38
2046	6.774	874	28.52	11.48	40.25	25.1	88	14.78	51.82	28.68	100.6
2047	6.741	847	27.62	11.48	41.56	25.1	90.87	14.78	53.51	28.68	103.8
2048	6.709	820	26.75	11.48	42.92	25.1	93.84	14.78	55.26	28.68	107.2
2049	6.677	794	25.9	11.48	44.32	25.1	96.9	14.78	57.06	28.68	110.7
2050	6.645	769	25.09	11.48	45.76	25.1	100.1	14.78	58.92	28.68	114.3

### 「各制度の効果比較表」

(図表 3-2)

- (注) ①人口＝農業就業人口 (2005：実測値 2006～：計測値)  
②減少分＝前年からの人口の減少分  
③ケース (A～D)＝各ケースを導入した際に農業に従事することになる外国人 (千人)  
④外国人 (%)＝③/②

#### <京産省案>

我々は厚生労働省案と同じく、研修と技能実習の一本化をまず提案する。厚生労働省案と異なるのは、一旦帰国した後に研修生自身が選択できる1年の仮再技能実習を含めた、3年間の実習を設ける点である。

この制度を用いれば、2015年以降、28.68千人を農業就業人口の減少分に補充することができる。これによって、2015年時点では対前年減少分の約37%を補充することが可能となる。また、2050年の時点では対前年減少分の約114%を補うことができ、農業就業人口の減少を緩和させるという点で、上で挙げたこの案を含む4つの案の中では最も効果があるといえる。

## 第4章 政策提言

分析の結果から、我々は再技能実習制度の導入に基づいたケースDの採用を提言する。

これは現行制度の研修1年+技能2年を3年に一本化し、帰国後6ヶ月から1年の間に再入国申請を行えば、さらに再技能実習として3年間より高度な技術を学べるようにするという案である。我々はこの3年間の1年目を仮技能実習とし、そののち2年間の技能実習を認める。

法的位置づけとして「研修」+「技能実習」という分類をしているが、実質的には区別が難しい。それならばむしろ一本化することによって、確実に技術移転と労働力を確保していくことの方が外国人側、受け入れ側の双方にとって望ましい。

国際貢献として研修・技能実習生制度を実施している以上、日本側が実習生を一旦帰国させることなく日本に留め続けることは難しい。ある一定期間帰国することで生活環境や働き口が変わることが予想されるので、再技能実習の期間を設定することが必要である。あまり長期間時間を空けると、日本語能力や技能が低下することが懸念されるため、6ヶ月から1年という期間を設けて、日本でさらに学ぶための活動意欲を持つ人に対して日本で学べる環境を再度提供する。

しかし、この期間が1年を過ぎた場合は、日本での再技能実習の申請を認めない。帰国後1年以上経過することによって、本人に再技能実習を受ける自信があったとしても、技術や言語の使用にブランクが発生し、より高度な技術を習得することに支障が生じると考えるからである。また、帰国から再技能実習までの技術進歩を企業が新たに教える上で、その量が増えれば受入れ企業側に負担が生じる。

我々の提言では、新たに与えられる3年間の在留期間のうち、仮技能実習1年+技能実習2年とする。1年目を生活環境の変化への対応や、言語問題のクリアを含めた基礎実習に充て、これを仮再技能実習期間と定義する。1年間の基礎実習を終えた者を仮技能実習生とし、さらに2年間の実習を行う。そして、実習が終了した者を再技能実習生と定義し、再技能実習生には2つの選択肢を与える。1つ目は、従来の目的どおり国際貢献を果たすことを優先させるため、母国へ帰り技術移転を行うという選択肢である。そして2つ目は、入国管理法が定める在留資格延長の手続きに従い、在留資格の延長を取得するという選択肢である。これによって実習生は、実習期間終了後も日本でのさらなる就労活動に携わることになる。

一方、受入れ側は、3年の再技能実習のうち1年目を仮再技能実習と設けることにより、外国人研修終了生の国内での活動の適応性が向上することを期待する。

我々の案と厚生労働省案は類似点が多い。しかし再技能実習の点で、我々は3年、厚生労働省は2年としている。我々は、新たに導入する再技能実習制度に対して、1年の期間を設けることで、より高度な技術の移転を行う基礎を形成すると同時に、受け入れ側の人材育成を容易にすることを提言する。

以上の観点から、我々は仮再技能実習1年+再技能実習2年の3年間のシステムからなる再技能実習制度の導入を提言する。ただし、この3年間のうち最初の1年目を仮再技能実習とする。この期間を設けることによって、国際貢献と労働力を確保することで双方のメリットをより高めることができる。

## 参考文献・データ出展

### 《先行論文》

南 武志 (2004) 「「団塊の世代」の退職と労働供給の変化」『金融市場』2004年11月号 p.9-p.12

(社)日本経済団体連合会 (2004) 「外国人受入れ問題に関する提言」

厚生労働省 (2007) 「研修・技能実習制度研究会中間報告」

経済産業省 (2007) 「「外国人研修・技能実習制度に関する」とりまとめ」

(社)日本経済団体連合会 (2007) 「外国人研修・技能実習制度の見直しに関する提言」

### 《参考文献》

高梨 昌 (2005) 『外国人労働問題と人口減少社会の雇用戦略』財団法人 社会経済生産性本部 生産性労働情報センター

厚生労働省 外国人雇用問題研究所 (2002) 『外国人雇用問題研究会報告書』

河邊 宏 (1991) 『発展途上国の人口移動』アジア経済研究所

生源寺 眞一 (2006) 『現代日本の農政改革』東京大学出版会

農林水産省 (2007) 『食料・農業・農村白書 平成19年度版』農林統計協会

### 《データ出典》

財団法人 国際研修協力機構(JITCO)ホームページ

<http://www.jitco.or.jp/>

(2007年11月4日最終閲覧)

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

(2007年11月5日最終閲覧)

総務省統計局ホームページ

<http://www.stat.go.jp/>

(2007年11月4日最終閲覧)

国立社会保障・人口問題研究所ホームページ

<http://www.ipss.go.jp/>

(2007年11月5日最終閲覧)

農林水産省ホームページ

<http://www.maff.go.jp/>

(2007年11月4日最終閲覧)

文部科学省『学校基本調査』(2007)

農林水産省『農林水産統計表』(1961-2006)

農林水産省『平成18年度 食料・農業・農村の動向』(2006)

農林水産省『平成19年度 食料・農業・農村施策』(2007)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (2007) 『データブック 国際労働比較 2007』労働政策・研修機構